

IV 質問文

(回答者)

環境省

- 大臣官房環境影響評価課 課長補佐 森田 紗世
- 水・大気環境局総務課 課長補佐 笹原 圭
- 水・大気環境局総務課 係長 町野 勤
- 水・大気環境局大気環境課 課長補佐 仁科英俊
- 水・大気環境局水環境課 課長補佐 鈴木清彦
- 水・大気環境局水環境課海洋環境室 室長補佐 峯岸律子
- 水・大気環境局水環境課海洋環境室 係長 阪本悠佑
- 水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 環境専門員 佐藤 巧太
- 自然環境局自然環境計画課 国際森林・乾燥地・極地生態系・保全対策係長 萱島 拓郎
- 環境再生・資源循環局総務課 係長 白土 太一
- 環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室 主査 寺澤 峻之

外務省(国会連絡調整室 松田)

- 高木 徹夫(たかぎ てつお) 国際協力局 地球環境課 補佐
- 佐藤 真玖(さとう まあく) 国際協力局 地球環境課 事務官
- 宮川 光圀(みやかわ みつくに) 総合外交政策局 人権人道課 補佐
- 安田有貴子(ありた ゆきこ) 軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室 補佐

原子力規制庁

- 原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課 総括補佐 村上 玄
- 原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐 林田 英明

経産省(大臣官房国会連絡室 松田和也)

- 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力発電所事故収束対応室 室長補佐 川森敬太(かわもりけいた)
- 室長補佐 渡邊学(わたなべ まなぶ)

1 原子力基本法と環境基本法：「放射能汚染が最大の環境破壊」 (体系の違い)

1991年9月発行の故中川保雄著「放射線被曝の歴史」(技術と人間、1991年、増補版2011年)によれば、
<今日の放射線被曝防護の基準とは、核・原子力開発のためにヒバクを強制する側が、それを強制される側に、ヒバクがやむをえないもので、我慢して受忍すべきものと思わせるために、科学的装いを凝らして作った社会的基準であり、原子力開発の推進策を政治的・経済的に支える行政的手段なのである。>
とある。

確かに、放射線被曝防護の問題は、環境問題において(医療・健康問題と同様に)別に扱われ

てきましたが、私たちは「放射能汚染が最大の環境破壊」であり「放射線被曝が最大の健康被害」であると考えます。

(1) 環境基本法と放射線防護

環境基本法は、第13条「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の為の措置については、原子力基本法その他の関係法律の定めるところによる。」としていた。東電福島第一原発事故後の2014年の原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定（第13条）が削除され、今は、放射性物質による環境汚染を防止するための措置を環境基本法等環境法の対象としています。

(UPL44.02)

Q1-1-1 このことを確認してください。

笹原 圭 ご指摘の通り平成24年に成立した原子力規制委員会設置法により環境基本法が改正され、原子力基本法にゆだねる旨の規定(第13条)が削除されている。これにより放射性物質による環境汚染を防止する為の措置が環境基本法の対象とされるとともに、その後の個別法の改正により、現在では大気汚染防止法等においても放射性物質による環境汚染の防止が対象とされている。

具体的には、環境省サイトに次の記載があります。

[1]大気汚染防止法及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視することとする。

[2]環境影響評価法（平成9年法律第81号）について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うこととする。

[3]南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による環境影響も含めて確認することとする。

Q1-1-2 以上を確認してください。

仁科英俊 大気汚染防止法については、ご指摘の通り平成25年に大気汚染防止法が改正されて、大気汚染防止法の放射性物質の汚染を監視し公表することとされた。

(45.56)

鈴木清彦 水質汚濁防止法について申しあげる。今と同様に平成25年に水質汚濁防止法が改正されて、環境大臣は放射性物質による水質の汚濁の状況を常時監視して公表することとされている。

森田紗世 環境影響評価法について同じく平成25年に放射性物質に係る適用除外規定を削除して、放射性物質についての大気汚染、水質汚染についても環境影響評価をすることとされました。

萱島拓郎 南極地域の環境保護に係る法律についても同様に平成25年に成立した放射性物質の環境の汚染の為の関係法令の整備に関する法律が改正されました。南極法(?)の中で、放射性物質、放射性廃棄物の処分について規制するという内容です。

(47.56)

Q1-1-3 その中で、[1]を受けて環境モニタリングが環境法体系で実施されていると理解しています。今までとどう変わりましたか？

環境課 **大気汚染防止法**に関しては、

水質も

Q1-1-4 [2]について環境省は具体的にどのようなように対応するようになっているのですか？

森田 事業の環境影響法の対象事業を実施する場合に事業の実施に伴う放射性物質の環境影響について必要に応じて調査・予測評価を行い環境保全措置を検討する。

Q1-1-5 今は放射性物質の環境汚染に対してどのような対応をしているのですか？

森田 同上

大気環境課 異常値が発生した場合には原因追及する。国外の原因と思われる場合に内閣に設置された原子力防災会議に、国内の場合には内閣府原子力防災に報告する

水質 モニタリングしている。過去の発生値の傾向からはずれのような値が検出され場合には、速やかに詳細の分析と追加測定を行う。

南極 南極地域活動計画が該当するか。放射性物質の廃棄物処理は規制されている。

Q1-1-6 「ALPS処理水の海洋放出」は環境影響評価の対象にならないのですか？

森田 県境影響評価法上の環境影響評価は、事業者に対して対象事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価手続を義務づけるもので、原子力発電所につきましては、法における対象事業であるものの、あらかじめ事業の実施前に手続をするものでありまして、工事を着工した後は手続を実施することは義務づけられてない。また、法は事業の目的として当初予定している事業の実施等による影響を評価することとされており、万が一の事故による影響というところは当初予定している事業に含まれないということでございますので、処理水の海洋放出につきましてはそもそも法の評価対象に含まれないこととされている。

Q1-1-7 環境基準の見直しはどこが担っているのですか？

総務課 高原 一般に環境基準については水・大気環境局において検討を行い必要に応じて見直しをしている。

Q1-1-8 基準の見直しを行いましたか？

総務課 高原 一般環境中の放射性物質の基準等の設定については、平成24年11月の中間環境審議会の意見具申で、実際の名前が「環境基本法の改正を踏まえて放射性物質の適用除外規定にかかる環境法令整備について」の検討課題の一つとして指定されました。環境省としては、それを踏まえた検討を行ってきた。一般環境中の放射性物質の基準等の設定に関する考え方は、国際的動向などを踏まえて平成27年2月に改正された中央環境審議会総会において、一般環境の状況に関する基準を改めて設定する必要はないものとの結果を報告し了承を得た。

以上、簡単に確認させてください。

(2) 放射性物質の適用除外について

以下の法律は、放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定（適用除外規定）が置かれていたそうですね。

- ◆大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ◆海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）（昭和45年法律第136号）
- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和45年法律第137号）
- ◆水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

- ◆農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（農用地土壌汚染防止法）（昭和45年法律第139号）
- ◆化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）（昭和48年法律第117号）
- ◆資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成3年法律第48号）
- ◆特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）（平成4年法律第108号）
- ◆南極地域の環境の保護に関する法律（南極保護法）（平成9年法律第61号）
- ◆環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ◆特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）（平成11年法律第86号）
- ◆土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

Q1-2 これらの法律は総て「適用除外」がはずされましたか？

白糸 列挙された法律ですが、放射性物質による環境の汚染の防止の為の関係法律の整備の前の法律（平成25年法律第60号）により、水質汚濁防止法・大気汚染防止法・環境影響評価法・南極保護法が改正されている。放射性物質の適用除外が削除されている。

（3）「放射性物質汚染対処特措法」との関係

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（「放射性物質汚染対処特措法」）は次の様に説明されています。

放射性物質汚染対処特措法においては、除染特別地域と汚染状況重点調査地域が規定されています。除染特別地域は、警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域が指定されており、同地域では、国が除染の計画を策定し、除染事業を進めることとしています。また、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上の地域を汚染状況重点調査地域と指定することとしています。指定された市町村では、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上となる区域について、除染実施計画を定め、除染を実施する区域を決定することとしています。

Q1-3 これらのことと（1）との関係を確認させてください。

環境影響参事官しのはら 2011年は原子力関係法令の中で放射性物質に対する対応が行われていた。放射性物質によって汚染された廃棄物の処理が環境上の課題になった。その為平成23年8月に議員立法により、放射線物質汚染対策特措法が成立し、イチエフ事故による環境中に拡散された放射性物質による汚染について国や自治体が除染等が制度化された。

2 トリチウムの危険性

（1）前回回答への補足

トリチウムの危険性を論じた資料は多数あり、前回（7月22日）に西尾正道さんほかの主張を述べました。「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の議論は全く不十分で、経産省が説明した田内広委員（茨城大学理工学研究科）の「トリチウム水およびトリチウム化合物の生体影響について」の「まとめ」でさえ、放射線の生体影響が「統計的に有意な増加が確認できない」とし、「トリチウムは弱いベータ線だけを出すので、影響が出る被ばく形態は内部被ばく」、「トリチウムが他の放射線や核種と比べて特別に生体影響が大きい」という事実は認められない、としています。つまりトリチウムの内部被曝の影響を田内委員も認めています。

また、「ピッカリング原子力発電所のトリチウム放出量（水中）とピッカリング市の新生児死

亡率をどう考えますか？」に対して、経産省がカナダの原子力管理委員会（AECB）の反論を紹介しました。

該当論文は次だと思えます。

TRITIUM RELEASES FROM THE PICKERING NUCLEAR GENERATING STATION AND BIRTH DEFECTS AND INFANT MORTALITY IN NEARBY COMMUNITIES 1971-1988(AECB Project No. 7.156.1)

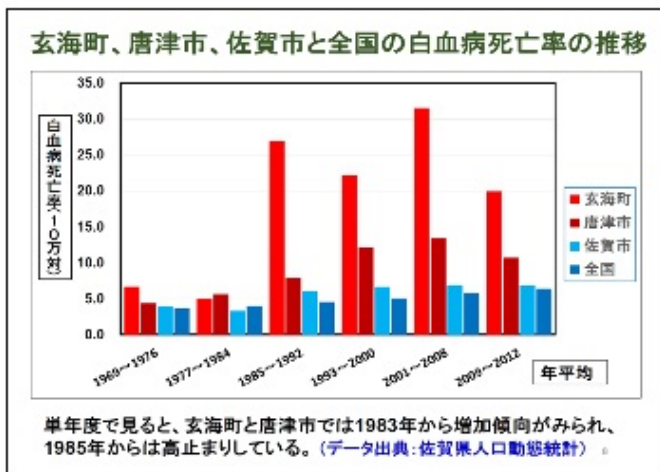
by Kenneth C. Johnson , Jocelyn Rouleau

http://www.iaea.org/inis/collection/NCLCollectionStore/_Public/23/078/23078789.pdf?r=1

ここでは、トリチウム放出量と新生児死亡率と相関ありの仮説を支持しないと書いているだけであり、一方で同論文が参照しているグラフを見れば、両者の比例関係は明らかです。トリチウム水排出が増加した1978年、1987年頃に、新生児死亡やダウン症が増加しています。

他にもトリチウム被害の報告が多数あります。

○玄海原発におけるトリチウム放出を白血病の多発（トリチウム放出量が多い玄海原発では、2002年から2012年までの10年で826兆Bqのトリチウムを放出し、白血病が増えている。）



通常運転中の原発からの放射性物質の放出は**トリチウム(放射性水素)**が圧倒的に多いが、中でも**玄海原発**は**全国一トリチウム放出量が多い**(2002~2012年合計)

原発名	原発立地自治体	トリチウム放出量(テラBq)	放射性希ガス放出量(ギガBq)	放射性ヨウ素放出量(メガBq)
玄海原発	玄海町	826.0	1,880.6	12.54
川内原発	薩摩川内市	413.0	186.2	0.16
伊方原発	伊方町	586.0	2,043.0	1.906
高浜原発	高浜町	574.8	1,355.8	1.754
大飯原発	おおい町	768.0	1,954.3	194.17
島根原発	松江市	4.3	N.D.	0.16
柏崎刈羽原発	柏崎市刈羽村	6.9	N.D.	47.4
女川原発	女川町	0.2	5,820.0	28,000.0
東通原発	東通村	0.7	N.D.	0.88

N.D.: not detectable, 検出限界以下 (データ出典:原子力発電運転管理年報)¹⁾

○泊周辺地域のがん死亡数の増加

○ドイツの原子力発電所周辺の健康障害調査（KiKK調査）で施設周辺 5 k m 以内の5歳以下の子どもに影響

...

Q 2 - 1 これらについて一言コメントをお願いします。

渡辺 仮説を支持しないとっている。相関関係が認められない

Q 2 - 2 それでも、経産省は除去できないトリチウム汚染水「ALPS処理水」を海に「放出」しても害が無いと主張されますか？

渡辺 処分する時には、規制を守る。更田が影響しないとっている。

3 ロンドン条約と海洋投棄 「海洋放出」は条約が禁止する海洋投棄では？

【ロンドン条約及びロンドン議定書】

ロンドン条約により海洋投棄が禁止されていることを前回確認しました。

外務省HPを引用します。

＜廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（通称：ロンドン条約）（Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter (London Convention: LC) , 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（通称：ロンドン議定書）（1996 Protocol to the Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and Other Matter, 1972 (London Protocol: LP) ）平成30年12月4日

1 背景

(1) 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（通称：ロンドン条約）は、1972年12月にロンドンで採択され、1975年8月に発効した（我が国は1980年10月に同条約を締結）。同条約は、水銀、カドミウム、放射性廃棄物などの有害廃棄物を限定的に列挙し、これらの海洋投棄のみを禁止していた。

(2) その後の世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受けて、同条約による海洋汚染の防止措置を更に強化するため、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（通称：ロンドン議定書）が1996年11月にロンドンで採択され、2006年3月に発効した（我が国は2007年10月に同議定書を締結）。同議定書は、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止した上で、例外的にしゅんせつ物、下水汚泥など、海洋投棄を検討できる品目を列挙するとともに、これらの品目を海洋投棄できる場合であっても、厳格な条件の下でのみ許可することとした。

(3) ロンドン議定書は、2006年、2009年、2013年と3度にわたって改正された。このうち2006年の改正（二酸化炭素の海底下地層への処分（貯留）を可能とするもの）は発効済みであるが、2009年の改正（海底下地層への処分（貯留）目的の二酸化炭素の輸出を可能とするもの）及び2013年の改正（海洋地球工学行為規制に関する改正）は未発効である。

(4) 事務局は国際海事機関（International Maritime Organization: IMO）本部（ロンドン）。

(5) 2018年11月現在、ロンドン条約の締約国は87か国、ロンドン議定書の締約国は51か国（米国は議定書を未締結）

。
>

1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 の1996年の議定書の概要

議定書のポイント

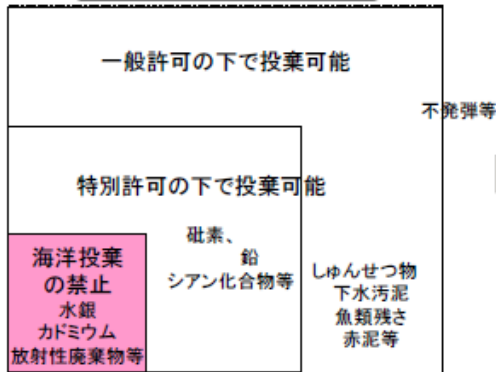
正式名称: 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(1972年採択。我が国は1980年締結)

主に陸上で発生した廃棄物等の船舶等からの海洋投棄を防止するロンドン条約を強化し、海洋投棄を原則禁止するもの

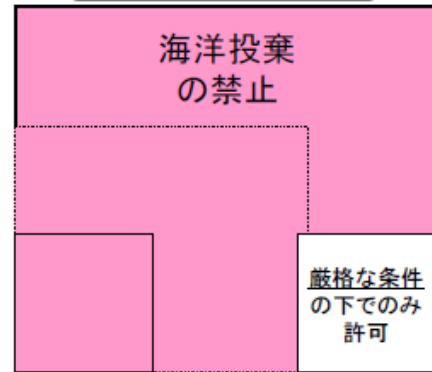
船舶で発生する油、廃棄物等の排出については、MARPOL条約(我が国は1983年締結)により防止。

1972年のロンドン条約では、水銀、カドミウム、放射性廃棄物などの有害廃棄物を限定的に列挙して、これらの海洋投棄のみを禁止している。1996年議定書では、海洋投棄を原則禁止した上で、**例外的にしゅんせつ物、下水汚泥など、海洋投棄を検討できる品目を列挙するとともに、海洋投棄できる場合にも、厳格な条件の下でのみ許可することとした。**

ロンドン条約



1996年議定書



- 我が国は、国内実施のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」等を改正して対応する予定。
 - これまで海洋投棄を行ってきた主に第二次大戦に起因する不発弾については、2007年4月以降、陸上処分を行うことになっている。
 - アルミニウム製造工場で生じるボーキサイト残さ(赤泥)は、この議定書の締結後も、厳格な条件の下で海洋投棄が可能。
 - 地球温暖化対策としての二酸化炭素の海底下貯留については、2006年11月2日の改正により、可能となった。
 - この議定書は、2006年3月24日発効。2007年2月1日現在、英国、ドイツ、フランス、カナダ、中国など、30か国が締結。
- ★ この議定書の締結は、我が国周辺の海洋汚染防止及び海洋環境保全のための国際協力増進に貢献するもの。

また、議定書については次の様に記載されています。

<ロンドン議定書の概要

ア 本議定書は、前文、本文29か条、末文及び3つの附属書からなる。(議定書テキスト: 和文(PDF) 別ウィンドウで開く・英文(PDF) 別ウィンドウで開く)

イ 本議定書では、ロンドン条約による海洋汚染の防止措置を一層強化するため、船舶等からの廃棄物等の海洋投棄を原則として禁止し、例外的に投棄が認められる場合においても厳格な条件の下で許可することとなった。また、議定書の遵守義務に伴い、各々の廃棄物の海洋投棄が海洋環境にもたらす影響を予測・評価し、その上で規制当局が許可を発給する仕組み等を締約国が整備することが必要となった。

ウ 主要な規制事項は次のとおり。

- (ア) 廃棄物その他の物(附属書Iに規定するもの(注3)を除く。)の船舶からの海洋投棄を禁止。(注3): しゅんせつ物、下水汚泥、魚類残さ、船舶・プラットフォーム、不活性な地質学的無機物質、天然起源の有機物質等
- (イ) 附属書Iに掲げる廃棄物その他の物の投棄は、附属書II(廃棄物評価枠組み(Waste Assessment Framework)といわれるもの)に基づく許可を必要とする。
- (ウ) 廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止。
- (エ) 内水における議定書の規定の適用または内水における効果的な許可及び規制のための措置をとることを義務づける。
- (オ) 予防的取組の適用及び汚染者負担原則の促進について規定。

>

- (1) 1996年議定書の「投棄」、「目的」、「内水」

議定書には「投棄」とは「船舶、航空機又はプラットフォームその他の人口海洋構築物から海洋へ故意に処分すること」とあります。前回には「船舶又は航空機による処分」のみと回答されましたが、「プラットフォームその他の人口海洋構築物」からの処分も、同条約で禁止されているのですね。

Q3-1-1 これを確認願います。

高木 投棄の定義 「プラットフォームその他の人口海洋構築物」も対象

また、目的として「投棄からの環境の保護について予防的な取組方法を適用する。」、「海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物とその影響との間の因果関係を証明する決定的な証拠が存在しない場合であっても、当該廃棄物その他の物が害をもたらすおそれがあると信ずるに足りる理由があるときは、適当な防止措置をとるものとする。」とあります。

Q3-1-2 これを確認願います。

高木 駆け足確認

また、「内水」について「自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。」、「実施、遵守及び法令に関する情報を機関に提供すべきである。」とあります。

Q3-1-3 これを確認願います。

高木 駆け足確認

次の「内水」の定義・範囲とこの記述を確認させてください。

内水は、陸地側から見て基線の内側にあるすべての海域である（国連海洋法条約）。基線は領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚の幅を測定するための起算点となる線のこと。具体的に内水に該当する水域としては、湾、港、湖（潟湖を含む）、運河、河川、河口、内海が挙げられる。（ウィキペディア）とあります。

Q3-1-4 これを確認願います。

高木 基線が質問にあるけれども、

Q3-1-5 また、今回のトリチウム等放射能汚染水の「海洋放出」はどこから放出すると検討しているのですか？

経産省 処理水の取扱いについては政府方針として決定していない。仮定の質問に答えられない。

Q3-1-6 内水として港湾近くから放出するとしても、結局は大太平洋に大量の放射性物質を流し放射能汚染することになると思います。どうですか？

経産省 同。処理水の取扱いについては政府方針として決定していない。仮定の質問に答えられない。いずれにしても原子力規制委員会が定める規制基準を守ると認識している。

（2）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海洋法）

ロンドン条約を遵守するための重要な国内法が「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」ですね。

Q3-2-1 そのことを確認させてください。

環境省海洋環境室 室長補佐 峯岸律子 1972年の通称ロンドン条約、1996年議定書、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」です。

海洋法の前には次の記載があります。

< (目的)

第一条 この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から海洋に有害水バラストを排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もつて海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止)

第二条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機からの油、有害液体物質等又は廃棄物の排出、船舶からの有害水バラストの排出、油、有害液体物質等又は廃棄物の海底下廃棄、船舶からの排出ガスの放出その他の行為により海洋汚染等をしないように努めなければならない。

2 船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

>

Q3-2-2 同法には放射性物質についての記載を見つけられませんでした。確認させてください。

峯岸律子 この法律では放射性物質のによる海洋汚染等は適用しないと規程している。第52条

Q3-2-3 同法では海洋汚染防止をうたい、投棄はいけないと主張しているではありませんか？ この法は国及び東電が実施しようとしている「海洋放出」を禁止しているのではありませんか？

峯岸律子 ALPS処理水の処理方法については現在政府部内で検討中。海洋放出を前提として具体的に答えることは控える。

一般論として申し上げれば、海洋汚染等防止法では、？外洋？において船舶等からの廃棄物の排出を継続禁止しています。陸上からの汚染水の排出はこの法律の対象にならない。

(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

同法の目的には次の記載があります。

< (目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

...

(海洋投棄の制限)

第六十二条 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただ

し、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴って生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴って生ずる物を燃焼させることを除く。

>

Q 3-3 これらのことから「海洋放出」が許されるはずがないと思います。どうですか？

原子力規制庁 企画課村上 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第62条の海洋放棄の制限について、海洋放出が具体的に決まっていなくて、いわゆる原子力施設における海水受水から海に排出するのと同様の行為であれば、炉規法第64条の海洋投棄にはあたらない。

(4) 告示濃度以下の放出がなぜ許されるのか？

Q 3-4-1 各核種の告示濃度は誰がどのように決めているのですか？

村上 ICRP勧告を元に、放射線審議会で定めている。

Q 3-4-2 「合理的に達成できる限り低く」(ALARA)で安全ですか？

ALARAで絶対的安全でなくて、社会的に容認しうる

Q 3-4-3 環境省は、放射性物質が適用対象になってから、告示濃度を見直しましたか？

村上 告示濃度は見直した事実はない。

Q 3-4-4 告示濃度比総和1以下であれば「海外放出」できる根拠を確認させてください。

村上 別表で単独でなく総和でと規定(炉規法)

Q 3-4-5 環境省が半世紀間総量規制を推進してきて日本列島の環境を良くしてきたと思います。海洋の放射能汚染についても総量規制の考え方を取り入れるべきではありませんか？

村上 規制委は濃度による規制

(5) 敷地境界年間1 mSv/年との関係

Q 3-5-1 東電福島第一原発において、敷地境界年間1 mSv/年未満は実現できているのですか？

原子力規制庁 林田 平成25年3月までに敷地境界年間1 mSv/年未満を達成している。

Q 3-5-2 実現できていないのであれば、東電がイチエフ外に放射性物質を放出することは許されないのでしょうか？

林田 年間1 mSv/年未満の放出

4 イチエフ廃炉とタンク保管との関係について

(1) 「廃炉」の具体的な「姿」とは何か

Q 4-1 一般の原発について「廃炉」とはどのような状態をいうのでしょうか。概念を端的に説明して下さい。

川森 一般廃炉:核燃料物質の汚染とか、汚染の除去であったり、汚染されたものの廃棄が終る。そのことによって敷地内で放射線防止が必要ない? 状態。事業者が原子力規制庁に提出して認可去れた場合。

(2) イチエフ廃炉とは何か

Q 4-2-1 このことを前提として、福島第一原発の「廃炉」とはどのような状態を言うのでしょうか。

村上 イチエフも同様

Q4-2-2 なお、これについては①ロードマップに示す「30～40年」を前提とした場合と、②時間を区切らない（ロードマップに拘らず）場合とに分けてお答え下さい。答えるに当たり、各人がどのように思い浮かべても異なる姿とならないよう明確かつ具体的に示して下さい。

村上 目標にそって廃炉にする

(3) イチエフ廃炉作業の現状について

原子力学会が公表した『国際標準からみた廃棄物管理』では、福島第一原発については長期管理による遅延解体が現実的と読み取れます。デブリについても、安全性を十分確保するために、2028年などの早期取り出し開始ではなく、安全性確保の時間を十分に取るための管理体制を強化し、特に地震や津波による更なるデブリの崩落や流出防止対策を軸に対応すべきと思いますが、現時点ではデブリの所在どころか原子炉格納容器内部の状況を知る方法も在りません。

Q4-3 まず、時間を掛けて安全性を確保し、二次災害を防止する対策を十分取ってから調査を行うこと、その期限を切らない（切れない）ことを明確にすべきですが如何ですか。

村上 期限を切らずに安全には全くその通り。必ずしもふけジュールありきではない。リスクを早く下げる為の30年～40年。

(4) 汚染水と廃炉との関係について

この質問の意図は、「廃炉」の定義が定まらなければ、期間はもちろんのこと汚染水の「処分を終える」こと自体が定義できなくなります。廃炉までに30～40年であるとする前提が成立しない場合、その後に溜まる水についても排出処理が必要になるはずですが。結果として現在の汚染水の量を超えるトリチウム汚染水を排出する結果になります。

Q4-4 ここを明確にしないと現実離れした議論で時間が浪費されると思います。「廃炉の姿」が今も決まっていないというのであれば、定義について、誰が、どのように決めていくことにしているのか、タイムスケジュールを含めて明らかにして下さい。

村上 廃炉の姿は申しあげられる段階ではない。今、炉内の状況、廃棄物の状況など不確定要素ある。今、議論しても仕方がない。進めて行くのみ。

(5) 廃炉工程とタンク保管との関係

「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の「とりまとめ（案）」において「ALPS処理水についても、廃炉作業の一環として処分を終えていることが必要である。」としています。

「廃炉」についての「共通理解」は存在しないことが、これまでの原子力学会文書でも明らかになっています。「引き続き、30～40年後の廃炉終了を目指し、取り組みを進めてまいります。」とは、東電などが述べていることですが「定義」が不明なままで議論が出来るとは思えません。

Q4-5 「廃炉作業の一環として処分を終える」とは、「同時に廃炉作業についても終えている」ということですか。「処分を終えている」とは何の、いかなる状況をいうのか明確にしてください。

村上 放射線防護が必要なくなる状態。処理水の総てのことも終る。

(6) 毎日増加している汚染水180立方メートルへの対策について

最初に作られた汚染水対策では、今年度中に建屋内侵入を冷却用注入水を除き、ほぼゼロにし

てから建屋をドライアップし、さらなる汚染水の発生を抑制することとなっていました。ところが凍土壁については大きな未凍結部分があること、敷地の下部からの侵入を防止できていないこと、雨水を防止するべき建屋の穴を塞ぎきっていないこと、建屋周辺の舗装が完了していないことなどで、一日当たり180立方メートルの浸水が続いています。

加えて台風などの豪雨災害でも大規模浸水を引き起こすこと、津波が襲った場合は更に大事故にも繋がることなどから最優先で対応すべきことでしたが、9年半も経っているのに完了していません。

Q4-6-1 その理由を教えてください。

渡邊学 津波対策をやっている

.....

Q4-6-2 また、最優先ですべきこれらの対策は、汚染水の排出等の工事等が始まればまたしても干渉し合って進まなくなります。そのこともあわせて工程上の問題も検討しているのか、明らかにして下さい。

渡邊学 仮定の質問の答えられない。

5 世界から反対の声

7月22日に「これ以上海を汚すな市民会議」「原発いらない福島の人たち」など福島の声をお聞きいただき、また私たち「再稼働阻止全国ネットワーク」からも申入れ書を提出しました。

そればかりか経産省が7回開催した「御意見を伺う場」でも多くの方々が海洋放出に反対しました。特に10月8日の第7回の「御意見を伺う場」でも「全国漁業協同組合連合会」岸宏会長も「福島県水産加工業連合会」小野利仁代表も「風評被害」をもたらす海洋放出に反対の声をあげました。

福島・全国・世界からの反対の声は今も非常に強いことを尊重すべきです。

(1) パブリックコメント

経産省が「書面による御意見の募集」を本年4月6日から開始し3回延長して7月31日に締め切りました。何件の意見が集まりその結果はいつ公表されるのでしょうか？既に締め切り後2カ月以上を経過しました。

Q5-1 早急に結果を取り纏めて公表することをお願いします。

渡邊学 整理したものを本日公表

(2) 公聴会の開催

Q5-2 「御意見を伺う場」と「書面による御意見の募集」では不十分です。これらの結果を元に小委員会で実施した公聴会の開催を強く要望します。

渡邊学 これまで時間をかけて丁寧に行ってきた。6年以上前から。関係省庁間。更に検討。

(3) 海外からの声

例えば、韓国がIAEA総会で海洋放出検討に懸念を表明しました。

【ソウル聯合ニュース】

<https://news.yahoo.co.jp/articles/408e8491d00089f908f6b4cb6ec90d9fa16025e8>

<韓国政府 福島原発汚染水の海洋放出検討に懸念表明=IAEA総会 9/22(火) 18:12配信

韓国政府はオーストリア・ウィーンで開催されている国際原子力機関（IAEA）総会で、日本政府が東京電力福島第1原発から出る放射性物質を含んだ処理水の処分方法として海洋放出を有力に検討していることに懸念を表明した。

韓国科学技術情報通信部によると、同部の鄭炳善（チョン・ビョンソン）第1次官は22日、映像配信の形で行われた首席代表の演説で、日本が検討している海洋放出による環境面での安全性に対し、韓国を含む国際社会の懸念と不安が募っていると指摘。海洋放出は全地球的な海洋環境に影響を与えかねないため、中長期的な環境への害などを十分に検討すべきであり、これに向けIAEAなど国際社会との協力が必要だと訴えた。

特に、日本は原発汚染水の処分方法を決定するにあたり、国際社会がその安全性を十分に理解し、受け入れられるよう、韓国を含む国際社会と透明に意思疎通を図る義務があるとし、この過程でIAEAが積極的かつ中核的な役割を果たすことを提案した。

鄭氏はこのほか、朝鮮半島の完全な非核化と恒久的な平和体制の定着に向けた韓国政府の努力を紹介し、IAEAと加盟国、国際社会に積極的な後押しを求めた。

>

Q 5 - 3 - 1 IAEAにはどう回答したのですか？ 韓国政府に直接説明することはしたのですか？

外務省 安田有貴子 韓国政府が海洋放出について指摘。IAEA総会で当該国に反論できる。これに基づき反論した。ひき原外務委員会代表から韓国大使に国際法順守しつつ、報告している。IAEAが肯定的に評価、などなど。

Q 5 - 3 - 2 また、国連人権委員会からも特別報告「日本は核廃棄物処理に関する人権上の義務を無視してはならない」に対してはどう対応したのですか？

福島・全国・世界からの反対の声が今も高まっています。

外務省 宮田 6月報道発表。4月20日に質問—政府、回答

Q 5 - 3 - 3 「海洋放出」を決断するのではなく、十分な議論をせずに案からはずした「タンク保管」を進めることを強く要望します。

資源エネルギー庁 大型タンクの陸上保管について、小委員会で、面積当たりの容量効率に大差がない、設置や漏洩検査などの時間が長期化する、また万一破損した場合の漏洩量が多大になるという指摘がある。

以上